

日医発第 2177 号（健Ⅱ）  
令和 5 年 2 月 16 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

### 赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和 5 年 2 月 13 日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されたことから、別添のとおり、厚生労働省より本会に対して周知方依頼の事務連絡がありました。

2 月 12 日時点で、同国の Kie Ntem 県で、9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例が確認されているとのことです。

また、厚生労働省はマールブルグ病について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行っています。

本事務連絡では、医療機関に対して、当該地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行うようお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和5年2月14日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和5年2月13日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されましたので、お知らせします。2月12日時点で、同国の Kie Ntem 県で、9例の疑い死亡例、16例の疑い例が確認されています。

厚生労働省はマールブルグ病について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行います。

当該地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いいたします。

以上、貴会会員への周知をお願いします。